

# 原子力緊急事態宣言の継続、放射能例外状態の常態化での「ふるさと喪失」を問う

元日本大学教授、飯舘村放射能エコロジー研究会共同世話人 糸長浩司

## ■能登半島地震・志賀原発、そして原発長期災害中での放射能汚染継続

二〇二四年元旦、M七・六の能登半島地震が起き、二二三名（二月一日、関連死を含む）の死者となる大惨事である。四mを超える隆起による湾の機能不全、道路の寸断、液状化、土砂崩落、家屋倒壊、家屋火災とあらゆる災害形態が一挙に生じた。幸い志賀原発は停止中であり甚大な事故には至らなかったが多くの課題を残している。外部電源故障、オフサイトの放射能測定器の機能不全、道路寸断による避難計画の全面破綻等である。改めて地震大国の日本での原発稼働の危険性、及び原子力緊急事態宣言中である事実を強く受け止めるべきである。

筆者は福島県飯舘村のむらづくりに一九〇年代より関わってきた。飯舘村の七五%以上が森林に覆われ放射能物質が降った。宅地と農地は除染したが、森林は住宅や道路周囲の二〇mの落ち葉除染（土壌は除染せず）のみである。放射性セシウム（以下Cs）、特に半減期三〇年のCs137が残ったままで、種々の住宅は除染しても再度の汚染が襲うことが予想される。飯舘村民の「初期被ばくとふるさと喪失」裁判の支援として二〇二二年秋に飯舘村内二軒の住宅の放射能測定を行った。その際に、各宅地での除染前後及び半年～一年後の環境省のデータ（二〇二四年～二五年）も比較した。除染後に空間線量率が増加する宅地は二三%あり、周囲が山林であることから除染後の再汚染があることが推察できた。

合計一四八地点で地面、地上約一m、地上約二mの高

さ別での空間線量率比較では、地面の線量率が高い傾向となる（図1）。除染後の風雨、落葉の堆積等によるセシウムの堆積と推察できる。平均値では放射線管理区域の〇・六μSv/h以下だが、〇・六μSv/hを超える測点は地面で三三測点（二三%）、地上二mで一六測点（一一%）、地上一mで一〇測点（七%）である。地上二mの二〇二二年の測定値と、環境省測定の一〇一五年時の空間線量率から二〇二二年の自然減衰での空間線量率推計値と比較し、比較値（二〇二二年測定値/自然減衰推定値）を求めた。比較値一を超える自然減衰より測定空間線量率が高い箇所は三七点（二六%）であり、自然減衰を阻む森林からの再汚染があると推察できる。

宅地や裏山で深度三〇cmの土壌コア抜きを行い、五cm層単位でのCs137の賦存量を測定した。二三コアで二三八サンプルである。裏山や山際宅地の土中のセシウム量が大きく、表層五cm層で最高四万Bq/kgと高く、概ね深さ一〇cmまでにCs137は浸透している。庭木の表層土壌は一度除染されているはずであるが、二〇cmの深さまでCs137が浸透している。裏山及び裏山際宅地では深度一〇cmまでに九九%浸透し、庭の樹木下で深度二〇cmまでに九四%浸透している（表1）。樹幹流（雨による幹に沿った流下）により幹から根にセシウムが流下していると推察する。地面の空間線量率（y）と表層

五cm層のCs137量（x）の関係式は $y = 10544x - 2304$ （R=0.6）となり、ある程度の相関がみられ、地面の空間線量率から土中のCs137量を推察できる。村の南部（原発から三〇kmに近いエリア）の山間地域の住宅では、宅地すぐの裏山の土壌表面は二・一μSv/hで、土中の表層五cm層ではCs137は四万Bq/kgと高く、五～一〇cm層でも約一万Bq/kgあり、山際の住宅裏の土壌五cm層でも一・四万Bq/kgと高いままである。二〇二三年二月に二軒の内の一軒で室内の掃除ゴミ（約半年分）のCs137量は八、八五〇～一、二〇五〇Bq/kgであり室内へのCs137の入り込みがあることは明確である。長期汚染地域での生活における内部被ばくりスクに関する調査研究とその防御対策は必至といえる。

## ■里山の放射能汚染と再生の課題

村内での村民との試験圃場地の裏山で二〇二二年七月に測定した。槽大木直下の表層土壌にはCs137が四〇、五一〇Bq/kgと非常に高い。樹幹流による影響である。幹から離れた表層は一・九μSv/hで土中五cmは九、九九〇Bq/kgのCs137である。作業小屋の前の桜の樹皮のCs137は三五、五一四Bq/kgと高く、花びらは一九Bq/kgあり樹木の汚染は続く。

する。」とある。生活環境について同法では定義されていないが、環境省の環境基本法に関するHPで、「生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）」（線は筆者）と解説している。食用に供する魚、野草、キノコ、農産物及びその生息環境は飯館村民にとっての身近な生活環境（里山環境）である。生活環境の長期的な汚染の低減を図る目的の法律である特措法だが、対象は除染したもの（土壌等）と放射能汚染廃棄物のみに限られ、里山環境の汚染対策は対象となっていない。

・ 一 直前まで大切に維持してきた生活環境が汚染されはく奪され、「ふるさと空間」が喪失した。一〇〇年以上にわたる放射能汚染という汚染環境下では元の状態への再創造は不可能と言わざるをえない。飯館村民が口々に「元の飯館村に戻して欲しい」という言葉の真の意味がここにある。

### ■ 原発事故により、飯館村での「ふるさと育成」条件の破壊

飯館村は住民、行政、研究者の協働による自然共生型のむらづくり、「ふるさと育成」の歴史を持つ。「ふるさと育成」の条件は、①自然の条件、②歴史社会の条件、③互酬・自然経済の条件、④地方自治の条件である。こ

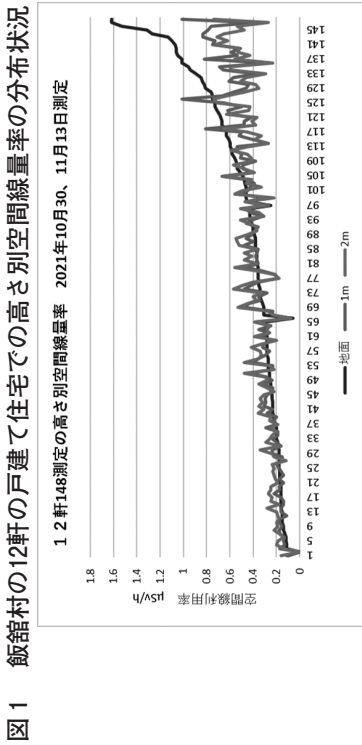


図1 飯館村の12軒の戸建て住宅での高さ別空間線量率の分布状況

表1 飯館村の12軒23測点の土中のCs137賦存量比較

| 深さ cm | 山・山際の土平均 |     | 庭の樹木の土平均 |     | 宅地の土の平均 |     |
|-------|----------|-----|----------|-----|---------|-----|
|       | Bq/kg    | 比率  | Bq/kg    | 比率  | Bq/kg   | 比率  |
| 0~5   | 15,223   | 61% | 3,047    | 39% | 5,452   | 54% |
| 5~10  | 9,263    | 37% | 1,993    | 26% | 2,494   | 25% |
| 10~15 | 191      | 1%  | 1,425    | 18% | 980     | 10% |
| 15~20 | 73       | 0%  | 706      | 9%  | 650     | 6%  |
| 20~25 | 51       | 0%  | 371      | 5%  | 467     | 5%  |
| 25~30 | 32       | 0%  | 208      | 3%  | 105     | 1%  |

の四条件が原発事故により破壊された。

#### ① 自然の条件の破壊

山、川、農地に手を入れつづけることで自然の恵みを糧として生き、さらに憩いの場とし、「自然との共生居住権」を享受してきた。しかしこれらは汚染されCs137が残存している。元の自然に戻るには二〇〇〜二〇〇年という八世代以上かかる。先に環境省のいう生活環境（里山環境）に村人は支えられてきたが、この自然の条件が破壊された下で、被ばくりスクに耐えながら長期的に何の保障もない生活の自己選択が強いられている。除染しても農地には数百〜数千Bq/kgのCs137がある。幸い農産物への移行率は低いとはいえ、農産物に含有されるCs137はゼロではない。毎日1Bqの採取を続けると尿での排出を考慮しても、一定期間で平衡状態となり体内に常時一四〇Bq程度のCs137があることになる。ベーター崩壊による細胞の破壊が常時体内で起きているという体内被ばく状態のリスクを抱える。

#### ② 歴史社会の条件の破壊

飯館村には二〇の行政区（コミュニティ）がある。各行政区は長い歴史をもち、祭り・行事も盛んであり、共有地持山（共有牧野組合所有）での共同的活動も維持されてきた。筆者が一九九五年から指導した各行政区での地区別計画づくりと実践は全国的にもまれで貴重な共同

森林再生をどう図るかは重要なテーマである。二〇一七年五月に非汚染の杉苗（分解性ポットを使用した苗木）の提供を受け、農場の里山の汚染土壌に植え、二〇二三年五月に伐採した七年生杉のCs137の含有量を測定した。樹木内のCs137量は二〇一五年の被曝杉と比べると一／一〇〇と非常に低い含有であり、汚染土壌での野菜への移行率に相当する。二〇一五年の被曝杉ではCs137が辺材より高かった心材では、七年生杉では心材は辺材や樹皮、葉よりも低い。このことから被曝杉の心材への移行は汚染土壌からの移行ではなく、汚染樹皮からの移行と推察でき、かつ、非汚染苗木はその成長過程で汚染土壌からのCs137の移行率は、野菜とどうように〇・一〜〇・三%程度と低いといえる。以上の点から、土壌汚染された里山の再生に非汚染の苗木を植樹することは有効であると推察するが、現に汚染されている樹木の処理をどう的確に処理するかが課題として残る。

### ■ 生活環境の長期的放射能汚染状態が宙づりにされている

放射能汚染対処特措法（以下「特措法」）の目的には、「事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的と

破壊された。全て金を介した経済に翻弄されるという市場経済の痛みとその虚しさを村民は避難生活で味わってきた。豊かな自然資源が放射能汚染され、その自然資源を活用した自然経済が営めない避難生活はより村民の避難生活を疲弊させ、かつ、お金、市場経済、都市経済に頼らざるを得ないという経済意識に変容させた。帰村して、自家菜園を営む村民たちも、生産した農産物の放射能汚染を気にして気軽にかつてのような「おすそ分け」ができないと苦悶する。互酬経済の意識が委縮してしまった。長期的な放射能汚染による相互扶助<sup>③</sup>・互酬・自然経済の萎縮・崩壊である。自然からの燃料も汚染されている。筆者の調査では村内の住宅での薪ストーブの灰にはCs-137が5,000 Bq/kg近く含まれている。放射能汚染下という例外状態での生活環境において、身近な自然経済に頼るといことはこのリストを抱えることになる。

#### ④ 地方自治の条件の切斷

筆者が指導した一九九四年の飯館村第四次総合振興計画には、村民の自主共同による二〇地区別の「地区別計画」が含まれている。地区別計画の活動資金として総額一億円がふるさ創生資金を生かした用意され、一〇年間の二〇行政区の個別地域づくりの資金として各地区一〇〇〇万円が支給された。その後、筆者は継続的に指導し、



写真1 飯館村の中心市街地の多くの住宅は解体された。

第五次総合振興計画が二〇〇五年に「大いなる田舎までいライフ・いたて」として、地区別計画及び地区間連携計画も含めて計画された。までい(じっくりゆっくり)な田舎の魅力をより高め、そこに暮らす誇りを抱けるむらづくりを進めてきた。しかし、村行政と村民の共同による地方自治によるむらづくりの伝統は切斷されつつある。帰村率三割では厳しい。より行政依存型のむらづくりにならざるを得ない。帰村村民の高齢化はそれに拍車をかける。震災直後からの高額な復興関連補助金はいつまでも継続できず、復興関連で膨大に新築された公共施設群を村単独の予算で維持することは厳しいことは村民からも指摘される。震災前は、村民の自主的で共同的な活動により、行政負担はカバーされていた面が大きい。村民(行政区)と村行政の両輪で回っていた飯館村のむらづくりは、一方の村民の急激な減少と高齢化により、村行政だけの片輪で回すことがいつまで可能かが問われることになる。

### ■ 原子力緊急事態宣言継続<sup>④</sup> 例外状態の常態化による被災地被災者と環境の宙づり状態

原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」)による原子力緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」)は解除されず、日本はジョルジョ・アカンベンが述べる「例外状

の営みであった。二〇〇年以上前の天明飢饉で疲弊した時代には、越後地方からの多くの移民(浄土真宗寺院の僧侶たちの誘導)により村の存続があった。戦後、浜からの開拓民の入村、震災前には里山暮らしを愛する移住者もいて村社会の新たな賑わいもあった。現在の帰村率は三割であり、震災前の行政区での社会的営みは破壊されるが、細々と続けられている状況である(写真1)。二地域居住により行政区の環境維持やコミュニティ維持に努力している村民もいるが、時間の経緯とともにその継続性は厳しいものがある。祭り・行事の伝統文化の維持継承も難しく、共的空間の維持も不可能となり荒廃が予想される。

#### ③ 互酬・自然経済の条件の破壊

飯館村では震災前は「までいな暮らし」という、田園環境を大切しゆとりのある暮らしをむらづくりの基本としていた。山の幸、川の幸、農の幸を食し、村内の水を飲み、村内の薪を利用し暖を取り、風呂に入り調理をしていた。食もエネルギーも地元の自然資源に依拠した地産地消の身近な自然経済が生活は支えていた。お金がなくても、所得が少なくても生活は成立していた。隣近所や親せき、仲間からの「おすそ分け」の互酬経済も大きな支えの一つである。経済だけでない心の交流という心理的役割も大きかった。この経済が震災による避難生活で



となる。この期間がCs137の半減期から想定しても二〇〇年以上になる。一方で、この超超長期的な放射能例外状態に関して執行者＝政府は、立法府に適正な法制定を要請してはいない。

環境省のHPでは「事故によって被ばく状況が変わり、公衆被ばくについては、日本の法令にはない参考レベルの考え方が採用されました。……ICRP二〇〇七年勧告の被ばく状況に応じた線量目安を参考に……第二に、……必要に応じて、更に低い参考レベルを設定することで、線量低減を効率的に進めていくこととされています。」とある。非常に執行者としては不明瞭な公式文書である。かつICRPという外部からの参考値という「基準」で例外状態を定義しているだけで、主権権者としての責任を回避している。さらに平常時における国民（公衆）の被ばくしない権利としての「 $1\text{ mSv}/\text{年}$ 以下は法的に措置されていない。発災後の政府答弁は、「線量告示は、原子力事業者等が原子力施設の運転等に際して満たすべき基準を定めたものであり、御指摘のような公衆の被ばく限度」を定めたものではない。」（平成三〇年一月二〇日）である。国民の被ばくに対する身体防御のための基準を緊急事態宣言下において法に定めて対処することもせず、参考値というあいまいな基準で長期的汚染地域での生活を国民の自己責任で放置している。二

態の常態化」にある。独のカール・シユミットは一九二二年に「主権者とは例外状態に関して決定をくだせる者をいう」とし、混乱と病んだ民主主義に対してヴァイマル憲法第四八条での大統領緊急令という例外状態での正義の政治を期待した。良い例外状態があるとすれば、緊急事態宣言下で国民のための正義の執行がされるべきであるが、残念ながら後述べるように現存被ばく状況という法外での被ばくを許容する悪い例外状態の常態化が進んでいる。①破壊されている原子力施設は危機的状況のままであり再度の放射性物質が飛散される可能性があり、②原子力施設から飛散した放射性物質が森林・河床に広域かつ大量に残存し除去できず現存被ばく状況がつづき、③森林等に堆積された放射性物質は豪雨災害等で生活圏域に流下し再被ばくを拡大させる可能性も否定できない状態にある。

原災法では緊急事態宣言中は緊急事態応急対策（原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策、宣言解除後に原子力災害事後対策（原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策）と規定している。現在は宣言中での災害の拡大防止の期間であるが、実際は事後対策の復旧（復興）事業が大規模に実施されているという法施行上の矛盾がある。災害の拡大（環境汚染や被ばくの拡大）防止の応急

対策がされないまま、帰還優先の復興事業が事後対策として実施されているとも受け取れる。原災法そのものの欠陥でもあり、例外状態を決定した執行権者の責任でもある。

## ■放射能例外状態＝現存被ばく状況

官邸は、「事故などの非常事態が収束する過程で、被ばく線量が平常時の公衆の線量限度（ $1\text{ mSv}/\text{年}$ ）より高い状態が定着し、さらなる線量低減に長期間を要する状態を「現存被ばく状況」と呼びます。現存被ばく状況では線量限度を用いずに、公衆の防護活動の目安とする線量である「参考レベル」を用います。……現存被ばく状況にある福島現状に当てはめると、国・規制当局が定めた避難あるいは帰宅基準のもとで、帰宅を望む住民の帰宅を促す一方、放射線防護の最適化を實踐して、参考レベルを目安として反復して防護活動を実施することが肝要です。それによって、一日も早くより安定した生活環境を整備することが望まれます。」（放射線防護の最適化／現存被ばく状況での運用）と説明する。福島での生活は $1\sim 20\text{ mSv}/\text{年}$ の現存被ばく状況で我慢することを要請している。自然災害状態において、食料・燃料・快適な住まい等は補償できず一部生存権の欠落状態に耐えて欲しいという例外状態を長期的に要請しているこ

〇〇八年ICRP111勧告で使用した長期汚染地域という重要な言葉も使用せず、例外状態下での長期汚染地域が存在しないかのような対策を政府はとり続けている。国民の身体に関わる重要な問題である被ばく問題が宙つりにされている状況である。例外状態における執行権を付託した国民を守るための執行権力から逃走している。加害者の東京電力及び原発推進を進めてきた政府の一連の政策をかばうためか。

## ■飯館村で進む核災害リスクを伴う復興事業

汚染木材が飯館村藤平に建設中のバイオマス発電所の燃料になる。この施設はFIT対応施設で東電が主体の民間企業が運営し、八〇億円近くの国からの補助金で建設され収益は東電らに入る。バグフィルターを二段設置し飛灰管理をするというのが、バグフィルターは放射性超微粒子を補足できず煙に交じり周辺に放射性物質が降り注ぐ。事業者は九九・九九%の集塵と自慢するが、〇・〇%は漏れ、それが三〇年間施設敷地及び周囲に降下し汚染を継続させる。電離則に相当する施設であり労働災害も危惧される。かつ、燃焼灰はCs137が濃縮され $10\text{万 Bq}/\text{kg}$ を超えると予想され、指定廃棄物となることは明確であるにも関わらず放射性同位元素等規制法の対象外として、作業労働に関してのみ労働安全衛生法



写真2

飯館村長泥（帰還困難区域）での汚染土壌を活用した実証事業による圍場整備。比呂川沿いに膨大な擁壁が造られ、その内部に汚染土壌が1 m以上堆積している。実証事業として何十年とこの擁壁からの放射性物質の流出を防止することにもなる。

における特別規則の電離則を当てはめるような見解を関係省は示すのみであり、法的には中途半端な施設の位置づけとなっている。

帰還困難区域の長泥では環境省主導で村内の汚染除去土壌を再利用した水田埋立・圍場整備事業が「再生利用実証事業」として実施されている。「特措法」での処分の一形態としての実証事業を政府は位置付けているが、法的根拠は希薄であることを意識してか、政府自身も「実証」という実験的事業と認めている。何十年にわたる農作業が被ばくのリスクの上に実験労働として村民によって行われる。例外状態での無謀な作業（電離則の管理下での労働）が復興事業の一つとなっている。埋立圍場は比呂川（南相馬市の上流）より高くなり、川沿いに約2 m高い垂直のコンクリート擁壁が立つ異様な河川風景が生まれ（写真2）、この擁壁は100年以上にわたって維持し続けるという難題が突き付けられている。

## ■おわりに

能登半島地震による道路破断と家屋倒壊、志賀原発設備の破損で、改めて原発事故からの避難計画は破綻していることが明確となったにも関わらず、原発稼働中止はなく再稼働の勢いはやまない。緊急事態宣言の長期化は放射能例外状態の常態化を意味し、その中で国民、被災

者は現存被ばく状況を我慢し、かつ、健康被害は原発事故由来ではないと主張され、被害者の自己責任で対処せよという例外状態での冷酷な政治がまかり通っている。

一九二二年の例外状態の概念を提示した独のシユミットが期待した正義の主権権者は存在せず、不正義の主権権者による放射能例外状態の統治が、今後100年以上も続くと思定すると絶望しかない。しかし、それを変革するのも国民であることを肝に命じて地道な支援研究行動を続けることにする。

## ★謝辞

菅野君さん等の飯館村民及び日本大学内ヶ崎万蔵准教授の皆さんの協力と、二〇二三年度の現地調査の一部は一般財団法人住総研の研究補助二〇二三年度によるものであり、感謝申し上げます。

## 参考文献

- 1) ショルジョ・アガンベン、例外状態、未来社、二〇〇七
- 2) 糸長浩司、編著、三・一一後の建築・まち／われわれは明日どこに住むか、彰国社、二〇一一
- 3) 糸長浩司、原発災害地・飯館村民への支援と二地域居住復興の途を考える、農村と都市を結ぶ誌、七二九号、二〇一一
- 4) 糸長浩司、大震災後の建築と人、応答漂うモダニズム、左右社、二〇一五
- 5) 糸長浩司、福島地域復興の現状と課題——飯館村の汚染実態、除染限界、二地域居住シナリオ—、農村と都市を結ぶ誌、七七六号、二〇一六
- 6) 糸長浩司、監修著、東日本大震災・復興の七光と影、B I O C I T Y七五号、(株)ブックエンド、二〇一八
- 7) 糸長浩司、共同編著、震災復興から俯瞰する農村計画学の未来、農林統計協会、二〇一九
- 8) 糸長浩司、原発事故・終わらなき人為災害と復興事業による核災害のリスク、農村と都市を結ぶ誌、八三二号、二〇二二